

神労基発 0128 第 1 号  
令和 8 年 1 月 28 日

(公社) 神奈川労務安全衛生協会 殿

神奈川労働局労働基準部長  
(公印省略)

### 健康診断結果等報告書の提出について

時下、益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

日頃から、労働基準行政にご理解・ご協力をいただき厚く御礼申し上げます。

さて、労働者の健康確保は安心・安全な職場づくりの礎として重要であり、心身の状態を把握することが必要とされています。

過去には、労働基準監督署が健康診断結果等未提出を契機に調査を実施したところ、健康診断の未実施が確認され、未受診者が健康診断を実施した結果、がんや心臓疾患など重大な病気が発見され、健康診断の重要性を再確認したところです。

しかしながら、当局管内では、労働安全衛生法第 66 条に基づき実施した各種健康診断について、所轄労働基準監督署への健康診断結果等報告漏れが散見されております。

会員様あてに、健康管理の重要性を周知・啓発いただくとともに、令和 7 年に実施した下記の健康診断結果報告書の報告漏れがないよう、別添チラシを活用した周知をお願い申し上げます。

### 記

#### 1 労働者数 50 人以上の事業場に提出義務があるもの

- ・ 定期健康診断結果報告書 (安衛則様式第 6 号)
- ・ 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告書  
(令和 6 年実施分に限る。同様式第 6 号の 3)

#### 2 有害物質等を取り扱っている事業場に提出義務があるもの

- ・ 有機溶剤等健康診断結果報告書 (有機則様式第 3 号の 2)
- ・ 鉛健康診断結果報告書 (鉛則様式第 3 号)
- ・ 特定化学物質健康診断結果報告書 (特化則様式第 3 号)
- ・ 電離放射線健康診断結果報告書 (電離則様式第 2 号)
- ・ 石綿健康診断結果報告書 (石綿則様式第 3 号)
- ・ 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書 (安衛則様式第 6 号の 2)

# 健康診断結果等報告書を 必ず提出しましょう！

神奈川県労働局・労働基準監督署

労働安全衛生法に基づく健康診断を実施した場合、下表に記載した報告期日までに健康診断結果等報告書を所轄労働基準監督署に提出することが義務付けられております。提出漏れがないことをご確認ください。

## 1 労働者数50人以上の事業場に 提出義務があるもの

	報告書の提出方法		報告期日
	電子申請	書面提出	
① 定期健康診断結果報告	★	▲	実施後 遅滞なく
② 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告	★	▲	※1

## 2 有害業務がある場合に 提出義務があるもの

	報告書の提出方法		報告期日
	電子申請	書面提出	
① 有機溶剤等健康診断結果報告	★	▲	実施後 遅滞なく
② 鉛健康診断結果報告	○	○	実施後 遅滞なく
③ 特定化学物質健康診断結果報告	○	○	実施後 遅滞なく
④ 電離放射線健康診断結果報告	○	○	実施後 遅滞なく
⑤ 石綿健康診断結果報告	○	○	実施後 遅滞なく
⑥ 有害な業務に係る歯科健康診断結果報告	★	▲	実施後 遅滞なく
⑦ じん肺健康管理実施状況報告	★	▲	※2

※1 心理的な負担の程度を把握するための検査結果等報告は1年以内ごとに1回定期に報告。

※2 じん肺健康管理実施状況報告は1月から12月までの状況を翌年2月末日までに報告。

★印 は原則電子申請での報告となります。

▲印はPC環境が無い等やむを得ない事情に限り書面提出が認められています。

令和7年実施の健康診断結果等報告書が**未提出**の場合は  
**令和8年3月10日**までに労働基準監督署へ  
ご提出いただきますようお願いいたします。



# 健康診断結果等報告書を 電子申請で行いましょう

神奈川県労働局・労働基準監督署

以下の健康診断結果等報告書は電子申請で提出することが義務付けられています。

(他の健康診断結果報告も電子申請が可能です。)

健康診断等の種類	対象事業場	報告期日
定期健康診断	労働者が常時50人以上	実施後遅滞なく
心理的な負担の程度を把握するための検査 (ストレスチェック)	労働者が常時50人以上	1年以内ごとに1回定期的に
有害な業務に係る歯科健診	業務がある場合	実施後遅滞なく
有機溶剤等健康診断	業務がある場合	実施後遅滞なく
じん肺健康管理実施状況報告	業務がある場合	1月から12月までの状況を翌年2月末まで

## 【手続の検索方法】

- ① e-Gov の 手続検索 のページへ。  
検索エンジンで「**e-Gov 手続検索**」で検索！
- ② 「手続名称から探す」に報告書に応じたキーワードを入力して検索
  - ・各種健康診断結果報告書  
⇒ 「**健康診断結果報告**」と入力
  - ・心理的な負担の程度を把握するための検査結果報告書  
⇒ 「**心理的**」と入力
  - ・じん肺健康管理実施状況報告  
⇒ 「**じん肺健康管理実施状況報告**」と入力

## 【問い合わせ先】 内容によって問い合わせ先が異なります！

- ① 電子申請のアプリやシステムに関すること  
コールセンター 050-3786-2225  
受付時間 平日 午前9時から午後5時まで
- ② 報告内容や健康診断に関する法令制度に関すること  
所轄労働基準監督署の安全衛生担当部署